

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	224
○平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定 (保健福祉部所管分 その7)..... (保健福祉部総務課)	224
○平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定の一部改正..... (保健福祉部総務課)	228
○生活保護法による医療機関の指定..... (保護課)	228
○生活保護法による指定医療機関等の変更 (廃止、再開)の届出..... (保護課)	229
○生活保護法による施術機関の指定..... (保護課)	232
○大規模小売店舗立地法による道の意見..... (地域産業課)	232
○平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定 (農政部所管分 その7)..... (農政課)	232
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正..... (農政課)	233
○土地改良法による道営換地処分..... (農地調整課)	234
○土地改良区の成立..... (土地改良指導課)	234
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	234
○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	234
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	234
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定..... (土地改良指導課)	234
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (土地改良指導課)	234
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	235
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	235
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	238
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	238
○基本測量の終了の通知..... (建設部総務課)	238
○公共測量の終了の通知..... (建設部総務課)	239
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始..... (道路計画課)	239
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了..... (道路計画課)	239
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	239

○道路の区域の変更..... (道路整備課)	239
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課)	241
○公有水面の埋立ての免許の出願..... (砂防災害課)	241
○都市計画法第66条の規定による都市計画事業の事業計画の変更 (3件) (都市環境課)	242
○都市計画事業の認可..... (公園下水道課)	242
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課)	243

支庁告示

○一般競争入札の実施.....	243
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (2件).....	244

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施.....	244
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正.....	245
○一般競争入札の実施.....	245

道立十勝農業試験場告示

○一般競争入札の実施 (3件).....	246
----------------------	-----

道教育庁檜山教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	249
------------------------	-----

道教育庁後志教育局告示

○一般競争入札の実施 (4件).....	250
----------------------	-----

道教育庁胆振教育局告示

○一般競争入札の資格に関する公示.....	255
○一般競争入札の実施.....	256

道教育庁十勝教育局告示

○一般競争入札の実施.....	257
-----------------	-----

道立教育研究所告示

○一般競争入札の実施.....	258
-----------------	-----

道選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正.....	259
○政治団体の設立の届出 (平成14年11月分).....	260
○政治団体の届出事項の異動届出 (平成14年11月分).....	261
○政治団体の解散の届出 (平成14年11月分).....	263
○資金管理団体の指定届出 (平成14年11月分).....	264
○資金管理団体の届出事項の異動届出 (平成14年11月分).....	264
○資金管理団体の指定取消しの届出 (平成14年11月分).....	265

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変更されました。

○政党支部の届出（平成14年11月分）..... 265
道公安委員会告示
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示..... 265
道警察本部告示
○一般競争入札の実施..... 273

告 示

北海道告示第261号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達 也

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	新・未亡人銭湯 女盛りムンムン	オーピー映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	狂乱のエロ妻たち	新日本映像		
同	疼く義母と娘 猫舌くらべ	同		
同	美少年のまなざし	オーピー映画		

北海道告示第262号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達 也

（保健福祉部所管分 その7）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 介護老人保健施設等整備費補助事業						提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部高齢者保健福祉課	書類は、保健所長を経由すること（小樽市及び函館市の場合を除く。）。
(1) 介護老人保健施設整備事業 介護老人保健施設の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	医療法人、社会福祉法人及びその他知事が認めた者（札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設（増設を含む。）又は設備整備する者を除く。）	介護老人保健施設の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの (1) 施設整備費 (2) 設備整備費	定額	共通第8号様式（設備整備の場合にあつては共通第6号様式） 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第8号様式（設備整備の場合にあつては共通第6号様式） 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式		
(2) 痴呆性高齢者グループ	医療法人（札幌市	痴呆性高齢者グループホームの施設整	定額	共通第8号様式	共通第8号様式		

ホーム整備事業 痴呆性高齢者グループ ホームの整備を図るため、 予算の範囲内で補助する。	及び旭川市の区域内に施設を新設する者を除く。)	備に必要な経費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式		
(3) 在宅介護支援センター 整備事業 介護老人保健施設に併 設する在宅介護支援セン ターの整備を図るため、 予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。） 一部事務組合 医療法人、社会福祉法人及びその他 知事が認めた者 （札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設する者を除く。）	在宅介護支援センターの施設整備に必要な経費	4分の3以内	共通第8号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第8号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式		
(4) 訪問看護事業所（訪問看護ステーション）整備事業 訪問看護事業所（訪問看護ステーション）の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。） 医療法人、社会福祉法人又は民法法人等の非営利法人 （札幌市及び旭川市の区域内に施設を新設又は設備整備する者を除く。）	訪問看護事業所（訪問看護ステーション）の整備に必要な経費であって、次に掲げるもの (1) 施設整備費 (2) 設備整備費	定額	共通第8号様式（設備整備の場合にあっては、共通第6号様式） 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第8号様式（設備整備の場合にあっては、共通第6号様式） 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式		
2 在宅介護支援センター運営事業 在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じるとともに、各種の保健サービス及び福祉サービスが総合的に受けられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整の便宜を供	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	在宅介護支援センターの運営に要する経費（給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、扶助費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料に限る。）	4分の3以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第102号様式 保福第104号様式	共通第31号様式 保福第103号様式 保福第104号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

与することにより、要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。							
<p>3 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業</p> <p>生活支援ハウスに生活援助員を配置して、居住部門利用者に対する各種相談、助言等を行うことにより、高齢者の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業に要する経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、被服費、修繕料、役務費、委託料、備品購入費、扶助費、使用料及び賃借料に限る。）ただし、別に定める利用者の実費負担相当額を除く。	4分の3以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第174号様式 保福第176号様式	共通第31号様式 保福第175号様式 保福第176号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
<p>4 老人クラブ運営事業</p> <p>老人の知識を生かした生きがいと健康づくりのための社会活動を通じ、老後の生活を健全で豊かなものにするとともに、明るい長寿社会づくりに資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	老人クラブ運営事業に必要な経費（報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費並びに使用料及び賃借料）。ただし、市町村が助成するものに限る。	3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 保福第20号様式 保福第94号様式 保福第177号様式	共通第30号様式 保福第31号様式 保福第94号様式 保福第177号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
<p>5 介護予防・生活支援事業</p> <p>要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し、要介護状態にならないための介護予防サービス、生活支援サービス又は家族介護支援サービスを提供することにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための知識の</p>	市町村（札幌市及び旭川市を除く。） 広域連合	<p>介護予防・生活支援事業の運営に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、被服費、修繕料、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、負担金。ただし、別に定める利用者の実費負担相当額を除く。</p> <p>なお、介護予防・生活支援事業のうち「住宅改修支援事業」を実施する場合には補助金、「家族介護支援事業」又は「成年後見制度利用支援事業」を実施する場合には、扶助費及び補助金、「緊急通報体制等整備事業」を実施する場合には扶助費を補助対象経</p>	4分の3以内	共通第16号様式 共通第18号様式 保福第20号様式 保福第112号様式	共通第30号様式 保福第31号様式 保福第112号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

		普及啓発等により、健やかで活力ある地域づくりを推進し、もって要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等の総合的な保健福祉の向上に資するため、予算の範囲内で補助する。								
6	身体障害者短期入所事業 重度身体障害者の介護を行う者が疾病その他の理由により、当該重度身体障害者を介護することのできない場合等に、当該重度身体障害者を一時的に身体障害者更生援護施設等に保護することにより、当該重度身体障害者及びその家族の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	身体障害者短期入所事業の実施に必要な経費（給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費及び委託料に限る。ただし、別に定める利用者の負担相当額を除く。）	4分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第180号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第180号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁			
7	障害者ホームヘルプサービス事業 障害等の理由により日常生活を営むのに支障がある在宅身体障害者等に対し必要な介護等を行うことにより、障害者の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）	ホームヘルパーの設置、ホームヘルプサービスチームの運営及び市町村運営事務に必要な経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費並びに使用料及び賃借料に限る。）	4分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第90号様式 保福第91号様式	共通第31号様式 保福第90号様式 保福第92号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁			
8	介護サービス利用者負担軽減事業 介護保険制度の円滑な施行に資するため、法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	市町村 一部事務組合 広域連合	1 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金並びに扶助費に限る。） 2 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、委託	4分の3以内	共通第2号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁			

<p>事業、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業及び離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助する。</p>	<p>料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金並びに扶助費に限る。）</p> <p>3 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費並びに繰出金に限る。）</p> <p>4 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費並びに繰出金に限る。）</p>					
--	--	--	--	--	--	--

北海道告示第263号

平成14年北海道告示第559号（平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

48 日常生活用具給付等事業の項中「ワードプロセッサ（肢体不自由者用）」を「パーソナルコンピュータ（肢体不自由者用）」に改める。

北海道告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
みなと内科脳外科医院	函館市亀田港町38番15号	平成15. 1. 1
医療法人社団 かみゆのかわ医院	同 上湯川町52番8号	同
五稜郭ファミリークリニック小児科	同 柏木町11番10号	同 15. 1. 15
医療法人 函館渡辺病院付属ゆのかわメンタルクリニック	同 湯川町1丁目29番11号	同 15. 1. 1
世良心療内科クリニック	小樽市稲穂2丁目9番11号 ツルハビル3F	同

広瀬内科消化器科	釧路市共栄大通1丁目3番地9号	同 14.12. 4
ピアザクリニック	帯広市西二条南9丁目1 ピアザビル2F	同 15. 1. 1
医療法人社団ぶどうの会いのちの木クリニック	帯広市空港南町南10線44番地22	同 14.12. 1
医療法人社団 いしだ内科・循環器科	同 西24条南3丁目31番地12	同 15. 1. 1
医療法人社団 わだ小児科医院	北見市幸町1丁目2番20号	同
後藤田医院	網走市新町1丁目2番7号	同
医療法人社団 萌仁会 荻野病院	留萌市大町3丁目28番地の1	同
錦岡医院	苫小牧市宮前町2丁目33-4	同 14.12.10
さくらファミリークリニック	同 沼ノ端578番地8	同 15. 1. 1
医療法人社団 江別やまもと整形外科	江別市高砂町3番地の3	同
医療法人社団 内海内科クリニック	富良野市弥生町6番31号	同 11. 5. 1
医療法人社団 めぐみの眼科	恵庭市中島町5丁目8-1	同 15. 1. 1
医療法人社団 優生会 藤崎整形外科クリニック	亀田郡大野町字開発225-8	同 13. 3.16
医療法人 正衛会 しいき循環器科内科医院	同 本町665番地の18	同 13. 4. 1

医療法人社団 丸山内科医院	亀田郡七飯町大川8丁目6番1号	平成14.12.1
医療法人社団 圭愛会 鎌田医院	茅部郡森町字港町186	同 12.8.1
医療法人社団 森生会 森の里病院	同 字上台町330-84	同 11.8.20
くとさん外科胃腸科	虻田郡俱知安町南3条西1丁目	同 15.2.1
千葉外科医院	岩内郡岩内町高台191-2	同 15.1.1
音威子府医院	中川郡音威子府村字音威子府509番地88	同
養護老人ホーム 幸生園診療所	虻田郡虻田町字清水434番地	同 13.9.1
にしお歯科医院	函館市中島町25番14号	同 15.1.1
医療法人社団 角川歯科医院 白い歯クリニック	同 本町26番16号 第2名美ビル1F	同 14.12.15
赤岩ユキ歯科医院	小樽市赤岩1丁目9番28号	同
はなぞの審美歯科	苫小牧市花園町2丁目12番地21号	同 14.12.16
メーブル歯科	滝川市東町6丁目1番38号	同 14.12.15
医療法人社団ライオンデンテックスグループ ライオン歯科クリニック	恵庭市恵み野西1丁目8番2	同 14.8.1
医療法人社団 信樹会 向歯科診療所森クリニック	森町字森川町1-2	同 14.4.1
白ゆり調剤薬局中道店	函館市中道1丁目25番26号	同 15.1.1
白ゆり調剤薬局松川店	同 松川町41番3号	同
サンセイ柏木薬局	同 柏木町11番9号	同
かもめ薬局	室蘭市寿町1丁目5番6号	同
ポプラ薬局東室蘭店	同 知利別町1丁目4番3号	同
日本調剤中園薬局	釧路市中園町6番12号	同 15.2.1
エール調剤薬局中園店	同 中園町11番16号	同 15.1.1
マリン薬局	苫小牧市光洋町1丁目11番8号	同
ひらぎし薬局	赤平市平岸新光町1丁目4番地2	同
エルフィン薬局	北広島市青葉町3丁目11番4の2	同
ごひら調剤薬局 恵山店	亀田郡恵山町字日ノ浜22-2	同 15.1.6
みずどり調剤薬局	同 榎法華村字浜町171番地9号	同 15.1.1
キタガワ薬局	瀬棚郡北檜山町字北檜山21番地	同 2.5.29
ハイレン薬局 虻田店	虻田郡虻田町字本町195番地15	同 10.10.1

北海道告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

名称又は氏名	所在地又は住所	届出の内容
かみゆのかわ医院	函館市上湯川町52番8号	平成14.12.31 廃止
田家夜間クリニック	同 田家町18番24号	同 15.1.24 再開
青山外科胃腸科医院	同 千代台町30-12	同 13.7.1 廃止
函館花園医院	同 日吉町1丁目29番6号	同 12.8.31 同
医療法人社団真愛会 函館ファミリークリニック	同 日吉町4丁目6番7号	同 14.6.23 同
広瀬内科医院	釧路市共栄大通1丁目3番地9号	同 14.12.3 同
あわづ小児科	同 新川町1番5号	同 15.1.21 同
いしだ内科・循環器科	帯広市西24条南3丁目31番地12	同 15.1.1 同
いのちの木クリニック	同 空港南町南10線44番地22	同 14.12.1 同
わだ小児科医院	北見市幸町1丁目2番20号	同 14.12.31 同
矢板医院	夕張市南部東町38番地	同 14.11.5 同
夕張市登川診療所	同 登川1番地	同
夕張市大夕張診療所	同 鹿島栄町	同
後藤田医院	網走市新町1丁目2番7号	同 14.12.31 同
荻野病院	留萌市大町3丁目28番地の1	同
江別やまもと整形外科	江別市高砂町3番地3	同
内海内科クリニック	富良野市弥生町6番31号	同 11.5.1 同
めぐみの眼科	恵庭市中島町5丁目8-1	同 14.12.31 同
さとう産科婦人科医院	北広島市栄町1丁目5-5	同 14.12.28 同
厚田村望来診療所	厚田郡厚田村大字望来村35の2	同 12.3.31 同
しいき循環器科内科医院	亀田郡大野町本町665番地の18	同 13.3.31 同
藤崎整形外科クリニック	同 字開発225-8	同 13.3.15 同
丸山内科医院	同 七飯町大川8丁目6番1号	同 14.11.30 同
澤田医院	鹿部町字鹿部100-83	同 14.5.1 同
森の里病院	茅部郡森町字上台町330-84	同 11.8.19 同
鎌田医院	森町字港町186	同 12.7.31 同
千葉外科医院	岩内郡岩内町高台191-2	同 14.12.31 同
清水医院	栗沢町本町73番地	同 14.11.5 同

岸本胃腸科医院	奈井江町字奈井江203番地	平成 5. 4. 1	廃止	深井歯科医院	由仁町字由仁16番地1	同	14.11. 5	同
新井田医院	同 字奈井江54番地	同	14.11. 5	同	同	同	10. 9.24	同
医療法人社団 日野医院	栗山町字継立177番地	同		真貝歯科医院	栗山町中央2丁目41	同	14.11. 5	同
多田内科小児科診療所	月形町1066番地	同		和田歯科医院	月形町1068番地1	同		
雨竜町立追分診療所	雨竜町字満寿37番地34	同	11. 3.31	清田歯科医院	雨竜町字尾白利加91番地	同		
音威子府診療所	中川郡音威子府村字音威子府509番地88	同	14.12.31	鯉沼歯科医院	増毛郡増毛町暑寒町2丁目	同	14.11.30	同
林内科医院	増毛郡増毛町稲葉町3丁目37番地	同	14. 7.10	医療法人社団 樋口歯科 医院手塩分院	天塩町字海岸通6丁目	同	14.12.20	同
角谷医院	羽幌町南大通2丁目22番地	同	14.12.20	中村歯科医院	幌延町4条南1丁目17	同		
斎藤内科医院	天塩町字海岸通9丁目	同		佐々木歯科	虻田町旭町15	同	14.12. 1	同
特別養護老人ホーム 幸 楽園診療室	虻田郡虻田町字入江257番地11	同	13. 8.27	杉村歯科医院	追分町本町3-44	同		
大滝村国民健康保険診療 所	大滝村字本町85	同	14.12. 1	押野歯科医院	厚真町表町70	同		
牧野医院	白老町大町3-6-5	同		シマダ薬局駅前店	函館市若松町8番19号	同	14. 5.31	同
荻野医院	同 字荻野69	同		亀田本町調剤薬局	同 亀田本町23番13号	同	14.12.30	同
佐々木医院	追分町本町6-29	同		かもめ薬局	室蘭市寿町1丁目5-6	同	14.12.31	同
西宮歯科医院	函館市中島町15番9号	同	14.12.30	有限会社アドバンスモア ポブラ薬局東室蘭店	同 知利別町1丁目4番3号	同		
吉井歯科医院	釧路市白金町1番12号	同	15. 1.21	やました薬局	釧路市鳥取大通3丁目8番10号	同	15. 1.21	同
桜ヶ岡こども歯科クリニ ック	同 桜ヶ岡1丁目11番27号	同		熊谷薬局	同 米町2丁目1番29号	同		
三上歯科クリニック	同 浪花町13丁目2番32号	同		高橋薬局	同 愛国西1丁目6番14号	同		
三上歯科医院	同 春採4丁目5番11号	同		大夕張調剤薬局	夕張市鹿島栄町	同	14.11. 5	同
新栄歯科医院	同 川上町10丁目2番15号	同		長谷薬局	同 本町2丁目14番地	同	13. 6.30	休止
三菱南大夕張炭鉱病院 (歯科)	夕張市南部東町	同	14.11. 5	株式会社三木薬局	同 末広1丁目65番地	同	13. 3.31	廃止
はなぞの審美歯科	苫小牧市花園町2丁目12番地21	同	14.12.15	マリン薬局	苫小牧市光法町1丁目11-8	同	14.12.31	同
ライオン歯科クリニック	恵庭市恵み野西1丁目8番2	同	14. 7.31	エルフィン薬局	北広島市青葉町3丁目11-4	同		
くねべつ歯科診療所	上磯郡上磯部町久根別2丁目21番2号	同	14.12.18	有限会社調剤薬局 千石 堂	恵山町字中浜117-4	同		
医療法人社団信樹会向歯 科診療所森クリニック	森町字御幸町9-13	同	14. 3.31	有限会社みずどり調剤薬 局	亀田郡榎法華村字浜町171-9	同		
さかもと歯科医院	南幌町南14線西9番地	同	14.11. 5	キタガワ薬局	瀬棚郡北檜山町字北檜山21番地	同	2. 5.10	同
医療法人社団 多比良歯 科上砂川医院	上砂川町字上砂川21番地	同	5. 7. 1	パール薬局	虻田郡倶知安町北3条西4丁目3	同	15. 1.29	同
武田歯科医院	夕張郡由仁町西通99番地	同	10. 6.10	中川薬局	上砂川町字上砂川148番地	同	6. 5.23	同
				富生堂薬局	新十津川町字中央6番地の65	同	14.11. 5	同
				羽幌薬局	羽幌町南4条3丁目33番地	同	14.12.20	同
				あつま調剤薬局	厚真町京町15	同	14.12. 1	同

黒田整骨院	稚内市中央2丁目16番地9号	平成14.12.21	廃止	浜頓別町国民健康保険病 院	枝幸郡浜頓別町字頓別154番地1150 (変更前)枝幸郡浜頓別町字頓別154番地1150 (変更後)枝幸郡浜頓別町旭ヶ丘3丁目3番地	平成14.12.2	変更(住所)
加藤整骨院	江別市大麻西町18番地の11	同 14.12.20	同	武田歯科クリニック	帯広市稲田町東2線1の72 (変更前)帯広市稲田町東2線1の72 (変更後)帯広市西5条南39丁目4-2	平成14.12.25	変更(住所)
保中はり灸整骨院	富良野市日の出町6番10号	同 14.12.30	同	土岐歯科医院	長沼町市街地1364の1 (変更前)長沼町市街地1364の1 (変更後)長沼町中央南1丁目7番31号	平成11.11.24	変更(住所)
外山整骨院	上砂川町1条2丁目	同 14.11.5	同	豊田歯科医院	夕張郡長沼町市街地376 (変更前)夕張郡長沼町市街地376 (変更後)夕張郡長沼町銀座南1丁目7-12	平成11.11.24	変更(住所)
藤岡鍼灸治療院	北竜町字和東町19-10	同 11.4.1	同	医療法人社団 おかもと 歯科医院	長沼町西1線北3号 (変更前)長沼町西1線北3号 (変更後)夕張郡長沼町あかね1丁目1番18号	平成12.4.1	変更(住所)
台丸谷鍼灸マッサージ治療院	小平町大字鬼鹿港町	同 14.12.20	同	ひらさわ歯科	夕張郡長沼町市街地 (変更前)夕張郡長沼町市街地 (変更後)夕張郡長沼町東町北1丁目2番6号	平成12.11.24	変更(住所)
長坂治療院	羽幌町浜町2丁目	同		稗田歯科医院	夕張郡長沼町中央区 (変更前)夕張郡長沼町中央区 (変更後)夕張郡長沼町中央区北1-2-1	平成12.11.1	変更(住所)
吉原整骨院	苫前郡羽幌町南4条4丁目	同 3.2.14	同	医療法人社団 中標津総 合歯科診療所	標津郡中標津町東7条北1丁目 (変更前)標津郡中標津町東7条北1丁目 (変更後)標津郡中標津町東1条南4丁目1番地	平成11.5.1	変更(住所)
林整骨院	天塩町山手通6丁目	同 14.12.20	同	有限会社 にしむら薬局	松前郡松前町字松城11 (変更前)松前郡松前町字松城11 (変更後)松前郡松前町字松城12番地の1	平成13.6.27	変更(住所)
早来はり灸治療院	早来町大町116-3-2F	同 14.12.1	同	オゼキ薬局	栗沢町北本町50番地 (変更前)小関薬局 (変更後)オゼキ薬局	平成 2.2.1	変更(名称)
朝倉整骨院	鶴川町美幸町4-30	同		有限会社 中村薬局	長沼町市街地 (変更前)長沼町市街地 (変更後)長沼町中央北1丁目2番9号	平成14.2.1	変更(住所)
医療法人社団 中條医院	夕張市紅葉山78番地2 (変更前)夕張市紅葉山78番地2 (変更後)夕張市紅葉山526番地140	同 10.10.12	変更(住所)	保中はり灸整骨院	富良野市日の出町6番10号 (変更前)保中整骨院 (変更後)保中はり灸整骨院	平成14.12.18	変更(名称)
にこにこ医院	夕張市若葉8番地 (変更前)夕張市若葉8番地 (変更後)夕張市若葉8番地25	平成14.7.1	変更(住所)				
中沢婦人科医院	富良野市朝日町4番17号 (変更前)中沢産婦人科外科医院 (変更後)中沢婦人科医院	平成 4.8.10	変更(名称)				
小松内科循環器科医院	上磯郡上磯町七重浜5丁目406-5 (変更前)上磯郡上磯町七重浜5丁目406-5 (変更後)上磯郡上磯町七重浜5丁目15-15	平成14.12.19	変更(住所)				
医療法人社団 牧野内科 医院	夕張郡由仁町1658番地 (変更前)夕張郡由仁町1658番地 (変更後)夕張郡由仁町中央19番地	平成15.1.28	変更(住所)				
池田内科クリニック	夕張郡長沼町市街地 (変更前)夕張郡長沼町市街地 (変更後)夕張郡長沼町銀座南2丁目2番17号	平成11.11.24	変更(住所)				
町立長沼病院	長沼町市街地 (変更前)長沼町市街地 (変更後)長沼町中央南2丁目2番1号	平成11.11.24	変更(住所)				
島田外科医院	夕張郡長沼町本通63番地 (変更前)夕張郡長沼町本通63番地 (変更後)夕張郡長沼町中央北1丁目2-11	平成11.11.24	変更(住所)				

紙谷整骨院	富良野市西麻町2番地27号 (変更前)富良野市西麻町2番地27号 (変更後)富良野市瑞穂町7番17号	平成10.1.1 変更(住所)
森高整骨院	富良野市幸町3番10号 (変更前)富良野市幸町3番10号 (変更後)富良野市幸町3番13号	平成10.11.1 変更(住所)
松本整骨院	松前郡松前町字福山139 (変更前)松前郡松前町字福山139 (変更後)松前郡森町字森川町1-2	平成5.3.31 変更(住所)
大西整骨院	空知郡南幌町南14線西9番地 (変更前)空知郡南幌町南14線西9番地 (変更後)空知郡南幌町栄町1丁目2番26号	平成5.11.1 変更(住所)
かとう整骨院	空知郡南幌町北町5丁目4-16 (変更前)かとう整骨院 (変更後)かとうはり灸整骨院	平成15.1.28 変更(名称)
丸山整骨院	長沼町市街地376番地 (変更前)長沼町市街地376番地 (変更後)長沼町中央南1丁目7番29号	平成11.11.24 変更(住所)

北海道告示第266号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
やまだ整骨院	函館市石川町2-51	平成14.12.1
黒田整骨院	稚内市中央2丁目16番9号	同 15.1.29
かとう整骨院	江別市大麻北町518番地75	同 14.12.25
きたひろはりきゅう整骨院	北広島市山手町6丁目5-4	同 15.1.20
石井鍼灸接骨院	石狩郡当別町弥生52	同 15.1.15
松本整骨院	松前郡松前町字福山92-1	同 5.4.1

北海道告示第267号

(農政部所管分 その7)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第4項の規定により道が述べた意見の概要は、次のとおりである。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ旭川店
北海道旭川市永山3条4丁目1番3号
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ゼビオ株式会社 代表取締役社長 諸橋 廷蔵
福島県郡山市朝日3丁目7番35号
- 道の意見概要
夜間に発生するドア開閉音の騒音レベルの最大値については、近接する住居にあっても騒音規制法(昭和43年法律第98号)における夜間の規制基準値を超える値が予測されており、周辺地域の生活環境を悪化させるおそれがあるため、夜間における駐車場の使用制限など騒音レベルを低減させる適切な措置を講ずること。
- 道の意見通知年月日
平成15年2月17日
- 届出書等の縦覧
 - 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道上川支庁商工労働観光課
 - 縦覧期間
平成15年2月28日(金)から3月28日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に關する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第268号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
農薬安全使用等対策事業 農業者団体による残留農薬の監視・指導体制の整備を支援し、食に対する消費者の信頼回復を緊急に図るため、予算の範囲内で補助する。	ホクレン農業協同組合連合会 十勝農業協同組合連合会	ホクレン農業協同組合連合会又は十勝農業協同組合連合会が農薬安全使用等対策事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第54号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第54号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 ホクレン農業協同組合連合会にあっては農政部道産食品安全室、十勝農業協同組合連合会にあっては十勝支庁	

北海道告示第269号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達 也

農政第54号様式を次のように改める。

農政第54号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

農薬安全使用等対策事業計画（実績）書

事業実施主体名 _____

第1 事業の目的

第2 残留農薬の監視・指導体制整備のための機器の整備

機 器 名	規 格 ・ 形 式 等	員 数	単 価	設 置 場 所	備 考
		台	円		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第3 事業費、補助金額等

事 業 費	負 担 区 分			備 考
	補 助 金	自 己 負 担	そ の 他	
円	円	円	円	事業費のうち除税額 円

注 積算根拠等については、資料を添付すること。

北海道告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、七飯町湯出川地区の換地処分をした。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第271号

平成15年2月20日、しろがね土地改良区が成立した。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、岩見沢土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成15. 2.15	理事	水嶋勝男	岩見沢市宝水町234番地
同	同	同	細川正嗣	同 大願町79番地2
同	同	同	岩田良明	同 稔町913番地
同	同	同	江谷肇	同 稔町1191番地
同	同	同	藤井稔	同 947番地4
同	同	同	渡辺一郎	同 西川町932番地
同	同	同	長井眞一	同 西川町451番地
同	同	同	鎌田登記雄	北村字赤川2904番地の3
同	同	同	中村政雄	同 赤川3727番地
同	同	同	阿部正	同 美唄達布4478番地
同	同	監事	猪岡和成	岩見沢市大願町380番地
同	同	同	中山正喜	同 西川町599番地
同	同	同	高橋征次郎	北村字中央4260番地
退任	平成15. 2.14	理事	水嶋勝男	岩見沢市宝水町234番地
同	同	同	細川正嗣	同 大願町79番地2
同	同	同	岩田良明	同 稔町913番地
同	同	同	江谷肇	同 稔町1191番地

同	同	同	藤井稔	同 947番地4
同	同	同	渡辺一郎	同 西川町932番地
同	同	同	清水保	同 西川町935番地
同	同	同	鎌田登記雄	北村字赤川2904番地の3
同	同	同	中村政雄	同 赤川3727番地
同	同	同	阿部正	同 美唄達布4478番地
同	同	監事	猪岡和成	岩見沢市大願町380番地
同	同	同	中山正喜	同 西川町599番地
同	同	同	高橋征次郎	北村字中央4260番地

北海道告示第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年2月20日、美瑛土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第274号

道営土地改良（川北地区ため池等整備〔用排水施設整備〕）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成15年3月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、共和町を行う土地改良（南幌似地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成15年3月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、鶴川町を行う土地

改良（旭岡地区災害復旧（農業用施設））事業の工事を平成14年10月21日に完了した旨の届出があった。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第277号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

1(1) 保安林の所在場所 雨竜郡幌加内町字朱鞠内6494の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字えりも岬309の2（次の図に示す部分に限る。）、309の3、309の4、309の10、309の11、364の1

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字えりも岬309の2（次の図に示す部分に限る。）、309の3、309の4、309の10、309の11、364の1

(2) 指定の目的 魚つき

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第278号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

1(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡江差町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所 檜山郡上ノ国（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）

- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所 爾志郡乙部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
乙部町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
乙部町（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

7(1) 保安林予定森林の所 爾志郡乙部町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
在場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

乙部町 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

乙部町 (次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び乙部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

8(1) 保安林予定森林の所 久遠郡大成町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
在場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

大成町 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大成町 (次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。)

9(1) 保安林予定森林の所 久遠郡大成町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大成町 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。)

10(1) 保安林予定森林の所 奥尻郡奥尻町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第279号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除予定保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町風烈布1930の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁経済部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第280号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 美唄市1849の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 三笠市幌内町3丁目58
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅

- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字美国町字大沢516の2地先・1006地先・字船澗1606地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町字東鹿越1の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 道路用地のするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 5(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡新得町字上佐幌780の8・780の14・780の15（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、780の18、780の19、780の22から780の27まで
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 6(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡忠類村字古里285の6（国有林）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第281号

国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 (1) 作業種類 基本測量（基準点測量）
- (2) 作業期間 平成14年5月17日から9月30日まで
- (3) 作業地域 留萌市、深川市、八雲町、月形町、栗沢町、長沼町、新十津川町、北竜町、沼田町、小平町、小清水町、足寄町及び標茶町

- 2 (1) 作業種類 基本測量（復旧測量）
- (2) 作業期間 平成14年7月1日から9月30日まで
- (3) 作業地域 札幌市、浜益村

- 3 (1) 作業種類 基本測量（基準点改測作業）
- (2) 作業期間 平成14年7月1日から12月27日まで
- (3) 作業地域 芦別市、赤平市、歌志内市、砂川市、上砂川町、三笠市、岩見沢市、栗沢町及び夕張市

- 4 (1) 作業種類 基本測量（地域基準点測量）
- (2) 作業期間 平成14年7月15日から10月30日まで
- (3) 作業地域 北見市、留辺蘂町、訓子府町及び端野町

北海道告示第282号

室蘭開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成14年7月31日から10月21日まで
- 3 作業地域 穂別町

北海道告示第283号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による市道の工事を次のとおり開始する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 路線名 赤平市道基線

- 2 工事区間 赤平市幌岡町285番地先から
赤平市幌岡町275番地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成15年3月25日

北海道告示第284号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による市道の工事を次のとおり完了する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 路線名 赤平市道基線
- 2 工事区間 (1) 赤平市幌岡町294番14地先から
赤平市幌岡町285番5地先まで
(2) 赤平市幌岡町508番地先から
赤平市幌岡町347番1地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事の完了の日 平成15年3月20日

北海道告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

- | | | |
|----------|---|------------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 道道 北見常呂線 | 常呂郡常呂町字豊川226番1地先から
常呂郡常呂町字豊川204番地先まで | 平成15. 3. 3 |

北海道告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
馬追原野北信濃線	千歳市根志越2538番1地先から 千歳市長都315番3地先まで	前	7.50mから 39.50mまで	1,222.10m	—	北海道札幌土木現業所
		後	7.50mから 39.50mまで	1,222.10m	—	
月形幌向線	石狩郡新篠津村5318番地先から 石狩郡新篠津村5471番地先まで	後	12.92mから 52.69mまで	1,191.71m	—	同
		前	16.97mから 27.45mまで	1,017.78m	—	
		後	16.97mから 27.45mまで	1,017.78m	—	
登余市停車場線	余市郡余市町登町2357番地先から 余市郡余市町登町1661番3地先まで 余市郡余市町登町2206番地先（道道余市赤井川線交点）から 余市郡余市町登町1661番3地先まで 余市郡余市町登町2206番3地先（道道余市赤井川線交点）から 余市郡余市町登町1661番3地先まで	前	10.00mから 22.00mまで	2,152.00m	—	北海道小樽土木現業所
		前	11.00mから 117.00mまで	2,222.00m	道道余市赤井川線にお ける19.00mの間	
		後	11.00mから 117.00mまで	2,222.00m	道道余市赤井川線にお ける19.00mの間	
八雲厚沢部線	山越郡八雲町上の湯155番1地先から 山越郡八雲町上の湯201番地先まで	前	14.06mから 23.85mまで	233.71m	—	北海道函館土木現業所
		後	21.52mから 76.78mまで	233.71m	—	
美馬牛神楽線	上川郡美瑛町字ルベシベ8585番1地先から 上川郡美瑛町字ルベシベ6949番1地先まで	前	10.90mから 10.90mまで	150.00m	—	北海道旭川土木現業所
		前	20.00mから 30.00mまで	145.00m	—	
		後	10.90mから 10.90mまで	150.00m	—	
		後	20.00mから 30.00mまで	145.00m	—	
温根別剣淵停車場線	上川郡美瑛町字瑠辺藁2151番3地先から 上川郡美瑛町字ルベシベ6949番1地先まで 上川郡剣淵町字剣淵原野1885番1地先から 上川郡剣淵町字剣淵原野9610番4地先まで	後	11.52mから 76.00mまで	1,900.00m	—	同
		前	13.49mから 23.62mまで	777.16m	—	

北見美幌線

北見市大通東5丁目1番1地先から
北見市清月町18番9地先まで

北見市大町1番1地先から
北見市清月町18番9地先まで

後	13.49mから 23.62mまで	777.16m	—	
後	18.02mから 30.51mまで	761.20m	—	
前	18.00mから 38.00mまで	1,349.98m	一般国道39号における 14.20mの間 道道北見端野美幌線に おける509.00mの間	北海道網走土木現業所
前	18.00mから 43.97mまで	1,802.38m	一般国道39号における 13.70mの間 道道北見端野美幌線に おける101.38mの間	
後	18.00mから 43.97mまで	1,802.38m	一般国道39号における 13.70mの間 道道北見端野美幌線に おける101.38mの間	

北海道告示第287号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1 河川の名称 | 一級河川石狩川水系仁井別川 |
| 2 廃川敷地等が生じた年月日 | 平成15年2月28日 |
| 3 廃川敷地等の位置 | 北広島市島松188番1地先及び189番1地先 |
| 4 廃川敷地等の種類及び数量 | 土地 3,926.03㎡ |

北海道告示第288号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から起算し3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

- | | |
|----------|-------------|
| 1 出願の年月日 | 平成14年12月13日 |
| 2 出願者 | |

- | | |
|------------|--|
| (1) 名称 | 北海道 |
| (2) 住所 | 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 代表者の氏名 | 北海道知事 堀 達也 |
| 3 埋立区域 | |
| (1) 位置 | 伊達市向有珠町263番地先の公有水面 |
| (2) 区域 | 次の①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 |
| ①の地点 | 3級基準点No. 2（北緯42度30分52秒3203、東経140度47分00秒2945）の地点から方向角355度16分40秒の方向64.88mの地点 |
| ②の地点 | ①の地点から方向角328度28分50秒の方向30.13mの地点 |
| ③の地点 | ②の地点から方向角238度29分45秒の方向0.40mの地点 |
| ④の地点 | ③の地点から方向角328度19分42秒の方向48.02mの地点 |
| ⑤の地点 | ④の地点から方向角58度24分27秒の方向0.50mの地点 |
| ⑥の地点 | ⑤の地点から方向角328度26分52秒の方向1.90mの地点 |
| ⑦の地点 | ⑥の地点から方向角39度38分39秒の方向0.09mの地点 |
| ⑧の地点 | ⑦の地点から方向角57度41分13秒の方向9.98mの地点 |
| ⑨の地点 | ⑧の地点から方向角144度18分20秒の方向4.29mの地点 |
| ⑩の地点 | ⑨の地点から方向角234度17分56秒の方向0.53mの地点 |
| ⑪の地点 | ⑩の地点から方向角144度18分22秒の方向74.97mの地点 |

⑫の地点 ⑪の地点から方向角54度17分56秒の方向0.53mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から方向角144度18分02秒の方向2.80mの地点

(3) 面積 1,035.28㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置 伊達市向有珠町64番1、226番3及び263番地先並びに64番1及び263番

(2) 区域 次のイの地点からチの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とチの地点とを結んだ線によって囲まれた区域

イの地点 3級基準点No.2（北緯42度30分52秒3203、東経140度47分00秒2945）の地点から方向角350度17分41秒の方向51.63mの地点

口の地点 イの地点から方向角328度30分16秒の方向100.00mの地点

ハの地点 口の地点から方向角57度52分38秒の方向20.05mの地点

ニの地点 ハの地点から方向角148度26分41秒の方向10.00mの地点

ホの地点 ニの地点から方向角54度18分21秒の方向103.20mの地点

ヘの地点 ホの地点から方向角144度18分23秒の方向18.50mの地点

トの地点 ヘの地点から方向角157度10分23秒の方向80.90mの地点

チの地点 トの地点から方向角234度18分24秒の方向71.00mの地点

(3) 面積 11,674.74㎡

5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第289号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道小樽土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

1 都市計画事業の種類及び名称 余市都市計画道路事業（3・3・2号 大川橋線）

2 施行者の名称 北海道

3 事務所の所在地及び名称 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所

4 事業地の所在 収用部分 変更なし

北海道告示第290号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

1 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業（3・4・102号 錦大通）

2 施行者の名称 北海道

3 事務所の所在地及び名称 室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所

4 事業地の所在 収用部分 変更なし

北海道告示第291号

都市計画事業の施行に当たりその事業計画を変更したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道釧路土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

1 都市計画事業の種類及び名称 中標津都市計画道路事業（3・4・2号 西5条通、3・4・16号 南環状線、3・5・11号 南3丁目通及び3・4・1号 中央通）

2 施行者の名称 北海道

3 事務所の所在地及び名称 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所

4 事業地の所在 収用部分 変更なし

北海道告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

1 施行者の名称 札幌市

2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画緑地事業 49号 新琴似駅前緑地

- 3 事業の施行期間 平成15年2月28日から平成18年3月31日まで
4 事業地
(1) 取用の部分 札幌市北区新琴似8条1丁目
(2) 使用の部分 なし

北海道告示第293号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年2月28日

北海道知事 堀 達也

2 売りさばき人の項「室蘭生活協同組合 昭和48.7.12 室蘭生活協同組合胆振支庁支部」を「株式会社アイビス 平成15.2.21 胆振支庁売店」に改める。

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月28日

北海道渡島支庁長 松 田 光 皖

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道渡島合同庁舎警備業務 一式
(2) 調達をする役務の様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
(4) 履行場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 平成15年2月1日現在において函館市、上磯町、大野町又は七飯町に本社、支社又は営業所を有していること。
(4) 資本金の額が300万円以上又は警備員を常時20名以上雇用していること。
(5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契

約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月28日（金）から3月7日（金）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島支庁総務部総務課

- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島支庁総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎講堂
(2) 入札日時 平成15年3月20日（木）午前11時30分
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島支庁総務部総務課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

この入札は、最低制限価格を設定しているため、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって

入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道渡島支庁総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8558 北海道函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 2111

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道空知支庁告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年2月28日

北海道空知支庁長 佐 藤 隆

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 由仁町山形437番地 ほか5筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 由仁町新光200番地 由仁町長 斎藤 外一

3 開発許可年月日及び番号 平成14年10月25日 空建指第14 - 7号

北海道根室支庁告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年2月28日

北海道根室支庁長 能 田 文 男

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 目梨郡羅臼町峯浜町746番のうち

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 目梨郡羅臼町栄町100番地83 羅臼町長 辻中 義一

3 開発許可年月日及び番号 平成14年7月22日 根建指第14 - 3号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月28日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

名	称	調達予定数量
ア	自動現像機用処理液セット (15L用 富士フィルム) 1セット当たりの単価	140セット
イ	ディスプレイブルアングリオシリンジ (150FT シーマン) 1箱当たりの単価	30箱
ウ	SCフィルム (16V100 オリンパス) 1箱当たりの単価	400箱
エ	X - レイフィルム大角 (UR - 1 富士フィルム) 1箱当たりの単価	470箱
オ	画像記録用フィルム半切 (DI-HL 富士フィルム) 1箱当たりの単価	720箱
カ	画像記録用フィルムB4 (DI-HL 富士フィルム) 1箱当たりの単価	276箱

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日

- (4) 納入場所 札幌医科大学医学部附属病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(1)から(3)までに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- (1) 申請時期 平成15年2月28日から3月7日まで
- (2) 申請方法 条件付一般競争入札参加資格申請書及び申請書類提出先の指示により作成した関係書類を提出しなければならない。
- (3) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 札幌医科大学事務局病院課
- 4 契約条項を示す場所
- 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学医学部附属病院臨床第一会議室(A)
- (2) 入札日時 平成15年3月18日 午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
- 入札保証金については、免除する。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学事務局病院課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
- 郵便又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法
- 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札

- (有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
- 要
- 11 その他
- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 札幌医科大学事務局病院課
- イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3129
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第24号

平成15年札幌医科大学告示第16号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成15年2月28日

札幌医科大学長 秋野豊明

1の(2)中「1.0%」を「0.8%」に改める。

札幌医科大学告示第25号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月28日

札幌医科大学長 秋野豊明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 医用画像ファイリングシステム 一式

- イ デジタルドキュメントシステム 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成15年3月28日（金）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課入札室
- (2) 入 札 日 時
ア 医用画像ファイリングシステム 平成15年3月7日（金）午前9時30分
イ デジタルドキュメントシステム 同 午前9時45分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

- って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出期限及び場所
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提 出 期 限 平成15年3月6日（木）
- (2) 提 出 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253
- (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

道立十勝農業試験場告示

北海道立十勝農業試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月28日

北海道立十勝農業試験場長 梶野 洋一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立十勝農業試験場庁舎等警備業務委託 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
(4) 履行場所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道河西郡芽室町新生南9線2番地 北海道立十勝農業試験場総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場大会議室
(2) 入札日時 平成15年3月20日(木)午前10時
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場総務課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているため、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成15年3月14日(金)
(2) 提出場所 郵便番号 082-0071 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場総務課

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立十勝農業試験場総務課

イ 所在地 郵便番号 082-0071 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
電話番号 0155-62-9821(直通)

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立十勝農業試験場告示第2号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年2月28日

北海道立十勝農業試験場長 梶野洋一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立十勝農業試験場庁舎等清掃業務委託 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

- (4) 履 行 場 所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道河西郡芽室町新生南9線2番地 北海道立十勝農業試験場総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場大会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年3月20日（木）午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているので、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成15年3月14日（金）
- (2) 提 出 場 所 郵便番号 082 - 0071 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場総務課
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道立十勝農業試験場総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 082 - 0071 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
電話番号 0155 - 62 - 9821（直通）
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立十勝農業試験場告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月28日

北海道立十勝農業試験場長 梶 野 洋 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立十勝農業試験場ポイラー管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで（ただし、平成15年6月1日から9月30日までの期間を除く。）
- (4) 履 行 場 所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) ボイラー技士を常時3名以上（1級資格者を1名以上含む。）、代務者を1名以上雇用していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月28日（金）から3月14日（金）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 082 - 0071 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場総務課

- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道河西郡芽室町新生南9線2番地 北海道立十勝農業試験場総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
北海道立十勝農業試験場大会議室

(2) 入札日時 平成15年3月20日（木）午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地

北海道立十勝農業試験場総務課

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているため、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立十勝農業試験場総務課

イ 所在地 郵便番号 082 - 0071 北海道河西郡芽室町新生南9線2番地
電話番号 0155 - 62 - 9821（直通）

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁檜山教育局告示

北海道教育庁檜山教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年2月28日

北海道教育庁檜山教育局長 内田幹秀

1 落札に係る物品等の名称及び数量（北海道檜山北高等学校校舎改築等に伴う物品購入）

(1) 園芸機器類	コンペアーほか	3品目	3点
(2) 視聴覚機器類	プロジェクトほか	13品目	15点
(3) 食品加工・調理機器類	オープンほか	8品目	11点
(4) 園芸用土壌消毒機器類	低温蒸気土壌消毒器		1点
(5) パソコン及び周辺機器類	パソコンほか	16品目	166点
(6) 野菜苗養生管理機器類	活着促進養生室		1点
(7) 理科機器類	顕微鏡ほか	24品目	115点
(8) 生物実験用空気洗浄機器類	クリーンベンチ		2点

2 落札を決定した日

- (1)から(4)まで 平成15年1月29日
 (5)から(8)まで 平成15年1月30日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社ホクノウ機器販売 代表取締役 岡本 優
 住所 北海道瀬棚郡今金町字田代62番地
- (2)及び(3) 氏名 オフィスプロダクト株式会社 代表取締役 高松 義雄
 住所 北海道函館市美原3丁目13番15号
- (4) 氏名 三菱農機株式会社 代表取締役社長 寛司 万人
 住所 東京都中央区日本橋大伝馬町3-2 秀和第2日本橋本町ビル
- (5)及び(7) 氏名 株式会社近藤商会 取締役社長 相川 正夫
 住所 北海道函館市西桔梗町589番地
- (6) 氏名 株式会社北海道クボタ 代表取締役 小島 廣志
 住所 札幌市西区西町北16丁目1番1号
- (8) 氏名 株式会社北海道ダルトン 代表取締役 矢野 勇
 住所 札幌市北区北8条西5丁目 サイエンスビル4F

4 落札金額

- (1) 2,236,500円
 (2) 1,713,495円
 (3) 10,042,200円
 (4) 2,184,000円
 (5) 9,345,000円
 (6) 3,881,850円
 (7) 7,728,000円
 (8) 1,932,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道教育庁檜山教育局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課
 (2) 所在地 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月28日

北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

後志管内道立学校警備業務委託（A地区）

委託対象校 小樽潮陵高等学校、小樽桜陽高等学校、小樽商業高等学校、小樽工業高等学校、小樽水産高等学校、小樽聾学校及び高等聾学校

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 (1)の委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成15年2月1日現在において、小樽市内に本社、支社又は営業所等を有していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成15年2月28日から年3月10日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志支庁4号会議室
- (2) 入札日時 平成15年3月18日(火)午前11時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条の定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

- 号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は入札説明書による。

北海道教育庁後志教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年2月28日

北海道教育庁後志教育局長 下田清治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
後志管内道立学校警備業務委託(B地区)
委託対象校 寿都高等学校、蘭越高等学校、喜茂別高等学校、倶知安高等学校、倶知安農業高等学校、共和高等学校、岩内高等学校、古平高等学校、仁木商業高等学校、余市高等学校、余市養護学校及び余市養護学校しりべし学園分校
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履行場所 (1)の委託対象校による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成15年2月1日現在において、小樽市を除く後志支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月28日から3月10日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志支庁4号会議室

(2) 入札日時 平成15年3月18日（火）午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条の定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁後志教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は入札説明書による。

北海道教育庁後志教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月28日

北海道教育庁後志教育局長 下田清治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

後志管内道立学校ボイラー等管理業務委託（Aブロック）

委託対象校 小樽潮陵高等学校、小樽桜陽高等学校、小樽商業高等学校、
小樽工業高等学校、小樽水産高等学校、倶知安高等学校、岩
内高等学校、高等聾学校及び余市養護学校

(2) 調達を要する役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 (1)の委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定するボイラー等運
転操作の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 後志支庁管内での当該契約の履行が可能な者で、平成15年2月1日現在において後志
支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

(4) ボイラー技士を常時20名以上（少なくとも1級資格者9名以上）雇用していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第
167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする
者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月28日から3月10日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな
なければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志支庁4号会議室

(2) 入札日時 平成15年3月18日（火）午後2時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税
（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札
保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年
北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条の定めるところに
よる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限
価格以上の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、最低の価格をもって
入札した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各
号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す
る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業
者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成
員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出す
ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁後志教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は入札説明書による。

北海道教育庁後志教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月28日

北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治

1 入札に付する事項**(1) 調達をする役務の名称及び数量**

後志管内道立学校ボイラー等管理業務委託（Bブロック）

委託対象校 寿都高等学校、蘭越高等学校、喜茂別高等学校、倶知安農業高等学校、共和高等学校、古平高等学校、仁木商業高等学校、余市高等学校、小樽聾学校及び余市養護学校しりべし学園分校

- (2) 調達を要する役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履行場所 (1)の委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 後志支庁管内での当該契約の履行が可能なる者で、平成15年2月1日現在において後志支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。
- (4) ボイラー技士を常時20名以上（少なくとも2級資格者7名以上）雇用していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月28日から3月10日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志支庁4号会議室
- (2) 入札日時 平成15年3月18日（火）午後2時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条の定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は入札説明書による。

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年2月28日

北海道教育庁胆振教育局長 木村俊昭

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年2月28日に一般競争入札の公告を行う北海道教育庁胆振教育局物品運送業務

(2) 資 格 北海道教育庁胆振教育局物品運送業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 北海道教育庁胆振教育局物品運送業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、

契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道税を滞納している者でないこと。

(4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(5) 平成15年2月1日現在において引き続き2年以上運送業務を営んでいること。

(6) 平成15年2月1日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 道が契約する地域に向けた運送が確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年2月28日から3月14日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

イ 提出先の所在地 北海道室蘭市幸町9番11号

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更した者

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道教育庁胆振教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月28日

北海道教育庁胆振教育局長 木村俊昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 調達をする役務の名称 北海道教育庁胆振教育局物品運送業務
各運送先区分の1個当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 胆振管内 7,700個
上記以外の北海道内（離島を除く。） 400個

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道教育庁胆振教育局告示第4号に規定する北海道教育庁胆振教育局物品運送業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道室蘭市幸町9番11号 胆振支庁別館2階第一会議室

(2) 入札日時 平成15年3月27日 午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、すべての単価が最低である者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 051-8588 北海道室蘭市幸町9番11号
電話番号 0143-22-9131 内線 3114

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月28日

北海道教育庁十勝教育局長 井川 弘

1 入札に関する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 十勝管内道立学校警備業務委託（市部）

委託対象校 帯広柏葉高等学校、帯広三条高等学校、帯広緑陽高等学校、帯広工業高等学校、帯広農業高等学校、帯広盲学校、帯広聾学校及び帯広養護学校

イ 十勝管内道立学校警備業務委託（北西部）

委託対象校 音更高等学校、上士幌高等学校、鹿追高等学校、新得高等学校、清水高等学校及び芽室高等学校

ウ 十勝管内道立学校警備業務委託（東部）

委託対象校 幕別高等学校、池田高等学校、本別高等学校、足寄高等学校及び浦幌高等学校

エ 十勝管内道立学校警備業務委託（南部）

委託対象校 中札内高等学校、更別農業高等学校、大樹高等学校、広尾高等学校及び中札内高等養護学校

オ 十勝管内道立学校ボイラー等管理業務委託（市部）

委託対象校 帯広柏葉高等学校、帯広三条高等学校、帯広緑陽高等学校、帯広工業高等学校、帯広農業高等学校、帯広盲（聾）学校及び帯広養護学校

カ 十勝管内道立学校ボイラー等管理業務委託（北西部）

委託対象校 音更高等学校、上士幌高等学校、鹿追高等学校、新得高等学校、清水高等学校及び芽室高等学校

キ 十勝管内道立学校ボイラー等管理業務委託（東部）

委託対象校 幕別高等学校、池田高等学校、本別高等学校、足寄高等学校及び浦幌高等学校

ク 十勝管内道立学校ボイラー等管理業務委託（南部）

委託対象校 中札内高等学校、更別農業高等学校、大樹高等学校、広尾高等

等学校及び中札内高等養護学校

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

(4) 履行場所 (1)のアからクまでに掲げる委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 十勝管内道立学校警備業務委託

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 十勝管内での当該契約履行が可能なる者。

(2) 十勝管内道立学校ボイラー等管理業務委託

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 十勝管内での当該契約履行が可能なる者。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、政令第167条の5の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(1)のウ及び2の(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月28日（金）から3月10日（金）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目

北海道十勝支庁4階教育局会議室

(2) 入札日時 平成15年3月12日（水）午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便による入札

可（ただし、郵便により入札をした者は再度入札に参加することができない。）
なお、郵送による場合は、平成15年3月11日までに必着のこと。

9 最低制限価格

設定している。

10 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。ただし、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

11 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札及び契約に関して、談合等の不正行為があった場合には、十勝教育局は、契約を解除することができる。この場合において、十勝教育局は、その不正行為によって被った損害の賠償を請求することができる。
- (6) この契約に関して、売掛債権担保融資保証制度を利用しようとする場合における債権譲渡について、十勝教育局が適当と認めたときは、その譲渡を承諾することができる。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

道立教育研究所告示

北海道立教育研究所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月28日

北海道立教育研究所長 三 浦 秀 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量
POPメール用サーバ 一式 ほか5点
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 限 平成15年3月31日（月）
- (4) 納 入 場 所 北海道立教育研究所附属情報処理教育センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成15年2月28日から3月7日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 069 - 0834 北海道江別市文京台東町42番地
北海道立教育研究所庶務部庶務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
郵便番号 069 - 0834 北海道江別市文京台東町42番地
北海道立教育研究所庶務部庶務課
電話番号 011 - 386 - 4511 内線 215
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道江別市文京台東町42番地
北海道立教育研究所4階第一講義室（郵送による場合は、郵便番号 069 - 0834 北海道立教育研究所庶務部庶務課）
- (2) 入札日時 平成15年3月14日（金）午前10時（郵送による場合は、平成15年3月13日までに必着のこと。）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 北海道江別市文京台東町42番地
北海道立教育研究所庶務部庶務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
- 10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免除事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道立教育研究所庶務部庶務課
- イ 所 在 地 郵便番号 069 - 0834 北海道江別市文京台東町42番地
電話番号 011 - 386 - 4511 内線 215
- (4) この公告の内容は予定であり、変更すること有り得る。
- (5) この入札の執行は公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第9号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年2月28日

			北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之
「川西病院	同	南11条西8丁目2番25号	59. 4. 16 を
「医療法人川西病院	同	南11条西8丁目2番25号	平15. 2. 20 に、
「同院	桑園中央病	同	北8条西16丁目22番35号
同院	社団荒木病	札幌市北区篠路3条2丁目1番92号	平12. 6. 5 を

「同 桑園中央病 院	同	北8条西16丁目22番35号	平12. 2. 15	
同 社団医新会 札幌新世紀病院	同	南3条西6丁目4番2	平15. 2. 20	に、
同 社団荒木病 院	札幌市北区篠路3条2丁目1番92号	平12. 6. 5		」
「介護老人保健施設びあケアさくら	同	小別沢97番地	平12. 6. 5	」
医療法人翰林会穂積公園病院	札幌市手稲区前田3条4丁目2番6号	平 3. 3. 8		を
「介護老人保健施設びあケアさくら	同	小別沢97番地	平12. 6. 5	」
医療法人社団静和会 平和リハビリテーシ ョン病院	同	平和306番地1	平15. 2. 20	に
同 翰林会穂積 公園病院	札幌市手稲区前田3条4丁目2番6号	平 3. 3. 8		」
「留萌市立総合病院	同	寿町1丁目19	同	」を

「留萌市立病院	同	東雲町2丁目16番地	同	」に、
「国立登別病院	同	登別温泉町5	57.12. 8	を
登別厚生年金病院	同	登別温泉町133	同	」
「登別厚生年金病院	同	登別温泉町133	57.12. 8	」に、
「社会福祉法人名寄市 社会福祉事業団名寄 市特別養護老人ホー ム清峰園	同	名寄市旭東89の1	同	を、
「社会福祉法人名寄市 社会福祉事業団名寄 市特別養護老人ホー ム清峰園	同	名寄市東8条南8丁目117番地	同	」

北海道選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年2月28日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成14年11月分)

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所	所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
政 党	自由民主党北海道札幌市南区第三支部	札幌市南区澄川3条4丁目3番10号		小須田 悟 士	山 本 正 興	事務局
否	芦原進後援会	同 豊平区美園12条7丁目5-12		芦 原 進	田 中 三 省	同
同	阿知良寛美後援会	同 東区北41条東6丁目2-21		阿知良 寛 美	須 磨 隆 男	同
同	伊東秀子連合後援会	同 中央区北3条西7丁目 緑苑ビル809号		伊 東 秀 子	海 辺 勝 主	同
同	市民主役の市政をつくる会	同 豊平区豊平4条9丁目2番19号		峯 廻 紀 昌	小 林 梢	同
同	全国高齢者政治連盟	同 中央区大通西17丁目2 小林ビル703		鈴 木 宏	岡 本 桂 樹	同
同	日本共産党小形かおり後援会	同 南5条西10丁目 日本共産党札幌中央地区委員会内		三津橋 彬	岡 崎 恵 治	同
同	みねまわり紀昌連合後援会	同 豊平区豊平4条9丁目2番19号		佐 藤 力	小 林 梢	同
同	岡田忠勝後援会	石狩市花川東129番地9号		岡 田 忠 勝	田 所 勉	石狩支所
同	勝部けんじ後援会	江別市野幌町40-15 G&Tビル2F		篠 崎 信 善	川 戸 正 直	同
同	高橋通子後援会	恵庭市島松仲町1丁目7の1		高 橋 通 子	松 野 多 諒	同
同	宮川まさ子後援会	江別市野幌屯田町44-18		宮 川 正 子	西 村 光 治	同
同	恵山町の正義を守る会	亀田郡恵山町字大潤232		鳴 瀬 道 幸	山 田 玲 子	渡島支所
同	斉藤まさ子後援会	岩内郡岩内町栄139番地5号		斉 藤 雅 子	斉 藤 と み	後志支所
同	21世紀後志政策研究会	同 字大浜60番地の16		猪 股 裕 之	佐 竹 久 俊	同

否	かくもと英子後援会	空知郡奈井江町字奈井江542番地	覚元吉一	鈴木一史	空知支所
同	北津一空知地区後援会	岩見沢市5条西5丁目2-1 空知農業会館内3階	北準一	木川久光	同
同	同 奈井江町後援会	空知郡奈井江町瑞穂1区	杉本修	岩口一	同
同	土井としおき後援会	美唄市茶志内町2区	田中俊義	増田寛	同
同	日本共産党くまがい桂子後援会	夕張市常盤7番地	熊谷桂子	滝口光男	同
同	今津ひろし占冠後援会	勇払郡占冠村中央 今井建設(株)内	鈴木恒夫	土田光治	上川支所
同	福土あつろう後援会	苫前郡苫前町字古丹別241番地の78	十川猛	成田正則	留萌支所
同	くどう一義と津別の未来を考える会	網走郡津別町字大通38番地	有岡要	佐々木利明	網走支所
同	谷本二郎と21世紀の女満別を創る会	同 女満別町字昭和74番地4	谷本二郎	古屋俊之	同
同	池田てるゆき後援会	室蘭市中島町2-29-16 大武ビジネスセンター201号	池田晃之	中村光秀	胆振支所
同	北岸ゆり子後援会	苫小牧市字錦岡573の11	北岸由利子	北岸伸久	同
同	日本共産党田村農夫成後援会	室蘭市柏木町10-3	太田柳太郎	米津昭治	同
同	林みつひと後援会	苫小牧市明野新町4丁目21番5号	林光仁	林信子	同
同	飛田悦夫後援会	勇払郡早来町栄町18-2	土田耕啓	磯田豊治	同
同	大沢聖治後援会	沙流郡門別町字本町200	嶋田与一	浅野浩明	日高支所
同	中川昭一帯広一青会	帯広市大通南13丁目5番地	佐々木雅史	遠藤武一	十勝支所
同	同 十勝連合青年部	同	鈴木雅博	同	同
同	日本共産党梅津伸子後援会	河西郡芽室町東5条8丁目1	瓜田義行	米倉興幸	同
同	同 田利政文後援会	中川郡幕別町札内文京町37-91	田利美智子	斎藤卓三	同
同	同 堀切かず子後援会	帯広市西9条南17丁目2-8	堀切忠	名和明男	同
同	同 和田つるぞう後援会	河東郡土幌町字中土幌西2-75	石垣源次郎	矢野吾一	同
政	党 自由民主党北海道釧路支庁第一支部	釧路郡釧路町昆布森3丁目44番地	小松茂	森伸一郎	釧路支所
否	あだちまもる後援会	標津郡標津町字川北1019番地の2	木村正一	小山内茂	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。
平成15年2月28日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之
(平成14年11月分)

政治団体の名称	異動事項	異動		届出先
		新	旧	
青山なみこ後援会	会計責任者の氏名	宮川美恵子	鴻江敏彦	事務局
小倉なほ子とさわやかネット	主たる事務所の所在地	札幌市西区琴似1条5丁目3-25 ディアライ フ琴似1F	札幌市中央区南2条東1丁目1-13 南2条ビル2F	同

坂ひろみとさわやかネット	主たる事務所の所在地	札幌市豊平区豊平3条7丁目3番17号	札幌市中央区南2条東1丁目 南2条ビル市民ネットワーク内	事務局
札幌山田会政策研究会	同	同 東区東苗穂1条2丁目3	札幌市東区本町1条3丁目5-26	同
佐藤のり子とさわやかネット	同	同 北区北40条西5丁目5-17-107	同 中央区南2条東1丁目1-13 南2条ビル2F	同
ちば英守連合後援会	代表者の氏名	鉄井勝之	石林清	同
同	会計責任者の氏名	森竹俊夫	柳町文造	同
畑瀬幸二後援会	主たる事務所の所在地	札幌市白石区北郷2条2丁目2-12	札幌市白石区北郷1条3丁目1-35	同
村上きみ子とさわやかネット	政治団体の名称	村上きみ子とさわやかネット	村上紀美子とさわやか市民会議	同
同	主たる事務所の所在地	札幌市清田区清田2条1丁目4-3 TS21ビル1F	札幌市中央区南2条東1丁目1-13 南2条ビル2F	同
山田かずひと後援会	同	札幌市東区東苗穂1条2丁目3	同 東区本町1条3丁目5-26	同
山田すみ子とさわやかネット	政治団体の名称	山田すみ子とさわやかネット	山田澄子とさわやかネット	同
同	主たる事務所の所在地	札幌市東区北14条東14丁目1-17	札幌市中央区南2条東1丁目1-13 南2条ビル2F	同
友盛会	代表者の氏名	大長記興	井上俊彌	同
きりいのぶゆき後援会	会計責任者の氏名	千葉伸一	浦本理作	石狩支所
今善三郎後援会	代表者の氏名	大谷義明	斉藤寿夫	同
竹田和雄後援会	同	高橋繁	坂牧義文	同
同	会計責任者の氏名	安栄修	加藤正雄	同
清野弘子後援会	主たる事務所の所在地	亀田郡七飯町大中山2丁目31番13号	亀田郡七飯町字大中山350番地の4	渡島支所
同	代表者の氏名	清野満敏	加納欣吾	同
よこやま信一後援会	同	横山信一	酒井力雄	同
自由民主党北松山支部	主たる事務所の所在地	瀬棚郡北檜山町字北檜山21番地	瀬棚郡北檜山町字北檜山135-11	檜山支所
国沢いさお上ノ国後援会	同	檜山郡上ノ国町字大留140-2	檜山郡上ノ国町字大留	同
同	代表者の氏名	三浦安則	原真志雄	同
同	会計責任者の氏名	小林誠	久未宏治	同
いちはし修治連合後援会	主たる事務所の所在地	虻田郡倶知安町北4条東1丁目1番地	虻田郡倶知安町南1条東1丁目 後志労働福祉センター(北教組後志支部)内	後志支所
田口久一後援会	同	夕張市楓33番地	夕張市若菜2番地	空知支所
同	会計責任者の氏名	空芳子	平沢伸一	同
伊藤良連合後援会	代表者の氏名	伊藤良	竹田慶一	上川支所
佐藤節雄後援会	主たる事務所の所在地	上川郡鷹栖町12線10号 有倉宏方	上川郡鷹栖町北1条3丁目1-4	同
同	会計責任者の氏名	岡嶋紀一	大石巖	同
田苺子進後援会	同	菅原利伸	大友弘	同
日本共産党旭川地区委員会	代表者の氏名	荻生和敏	片山鋭尚	同
みんなで築く21市民の会	主たる事務所の所在地	旭川市5条通12丁目 山元ビル2階	旭川市5条通10丁目 三井住友海上ビル	同

安口さとる後援会	会計責任者の氏名	斉藤俊充	小川昭博	上川支所
福土あつろう後援会	主たる事務所の所在地	苫前郡苫前町字古丹別250番地の5	苫前郡苫前町字古丹別241番地の78	留萌支所
舟橋泰博後援会	同	同 羽幌町南3条1丁目47番地の1	同 羽幌町南4条3丁目35番地	同
横浜みがくと明日の小平を創る会	同	留萌郡小平町字小平町389番地の13	留萌郡小平町字小平町8番地	同
大場おさむ後援会	同	網走市南4条西1丁目 キタノ靴店内	網走市南4条東1丁目	網走支所
くどう一義と津別の未来を考える会	代表者の氏名	加賀屋雅治	有岡要	同
犬塚敬と歩む市民の会	同	犬塚敬	斉藤桂二	胆振支所
同	会計責任者の氏名	犬塚美幸	田口豊和	同
出口明後援会	主たる事務所の所在地	勇払郡早来町大町153-1	勇払郡早来町栄町120-1	同
同	会計責任者の氏名	迫田達夫	牧野省治	同
矢嶋翼後援会	主たる事務所の所在地	苫小牧市澄川町3丁目15番12号	苫小牧市澄川町7丁目3番16号	同
柳谷昭次郎後援会	同	同 元中野町2丁目8番16号	同 柏木町2丁目10番11号	同
かないわ武吉静内町後援会	代表者氏名	白川安人	巻宏	日高支所
酒井芳秀三石町連合後援会	主たる事務所の所在地	三石郡三石町字港町141	三石郡三石町字富沢167	同
同	代表者の氏名	池田佑吉	中沢一郎	同
野原恵子幕別後援会	主たる事務所の所在地	中川郡幕別町南町73番地	中川郡幕別町旭町18番地	十勝支所
同	代表者の氏名	長井圓	森鐘雅	同
同	同	加藤秀雄	長井圓	同
同	会計責任者の氏名	森田慶子	永井悦子	同
明日の釧路をつくる会	政治団体の名称	明日の釧路をつくる会	革新市政を実現する会	釧路支所
すがわら澄後援会	主たる事務所の所在地	釧路郡釧路町若葉3丁目71番地	釧路郡釧路町別保原野南25線53番地16	同
中島守一後援会	会計責任者の氏名	山崎征勝	加藤清則	同
吉田守人後援会	主たる事務所の所在地	阿寒郡阿寒町新町2丁目3番24号	阿寒郡阿寒町新町2丁目1番24号	同
緑守会	会計責任者の氏名	山崎征勝	加藤清則	同
自由民主党根室支部	同	竹内正利	河原勝治	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年2月28日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之
(平成14年11月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
自由民主党北海道札幌市東区第一支部	佐藤寿雄	平14. 2.28	事務局
寿政会	同	同14.10.31	同

清悟会	小須田 悟 士	同12. 4. 1	同
横山会	横 山 信 一	同14.11.11	渡島支所
山田実後援会	山 田 実	同14.11.28	空知支所
武山四郎後援会	戸 田 武 志	同14.11. 5	網走支所
鳩山由紀夫後援会西胆振連合会	藤 野 哲 也	同14.10.31	胆振支所
同 登別市後援会	中 牧 昇	同	同
同 室蘭市後援会	藤 野 哲 也	同	同
帯広一青会	難 波 泰 展	同14.11. 7	十勝支所

若原匡二後援会 牧野忠雄 平14.11.11 同

届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年2月28日

北海道選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

（平成14年11月分）

資金管理団体の届出をした者			資金管理団体				届出先
氏名	公職の種類	政治団体の名称	主たる事務所	所在地	代表者の氏名		
芦原進	札幌市議会議員	芦原進後援会	札幌市豊平区美園12条7丁目5-12		芦原進	事務局	
阿知良寛美	同	阿知良寛美後援会	同 東区北41条東6丁目2-21		阿知良寛美	同	
伊東秀子	北海道知事	伊東秀子連合後援会	同 中央区北3条西7丁目 緑苑ビル809号		伊東秀子	同	
峯廻紀昌	札幌市議会議員	市民主役の市政をつくる会	同 豊平区豊平4条9丁目2番19号		峯廻紀昌	同	
岡田忠勝	石狩市議会議員	岡田忠勝後援会	石狩市花川東129番地9号		岡田忠勝	石狩支所	
高橋通子	恵庭市議会議員	高橋通子後援会	恵庭市島松仲町1丁目7の1		高橋通子	同	
宮川正子	江別市議会議員	宮川まさ子後援会	江別市野幌屯田町44-18		宮川正子	同	
横山信一	北海道議会議員	よこやま信一後援会	函館市昭和2丁目27番10号		横山信一	渡島支所	
斉藤雅子	岩内町議会議員	斉藤まさ子後援会	岩内郡岩内町栄139番地5号		斉藤雅子	後志支所	
猪股裕之	北海道議会議員	21世紀後志政策研究会	同 字大浜60番地の16		猪股裕之	同	
北準一	同	北準一空知地区後援会	岩見沢市5条西5丁目2-1 空知農業会館内3階		北準一	空知支所	
熊谷桂子	夕張市議会議員	日本共産党くまがい桂子後援会	夕張市常盤7番地		熊谷桂子	同	
伊藤良	旭川市議会議員	伊藤良連合後援会	旭川市神楽岡4条7丁目		伊藤良	上川支所	
谷本二郎	女満別町長	谷本二郎と21世紀の女満別を創る会	網走郡女満別町字昭和74番地4		谷本二郎	網走支所	
池田晃之	北海道議会議員	池田てるゆき後援会	室蘭市中島町2-29-16 大武ビジネスセンター201号		池田晃之	胆振支所	
北岸由利子	苫小牧市議会議員	北岸ゆり子後援会	苫小牧市字錦岡573の11		北岸由利子	同	
林光仁	同	林みつひと後援会	同 明野新町4丁目21番5号		林光仁	同	

北海道選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成15年2月28日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

（平成14年11月分）

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者			資金管理団体の名称 異動事項				届出先
氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		届出先	
				新	旧		
山田一仁	札幌市議会議員	札幌山田会政策研究会	主たる事務所の所在地	札幌市東区東苗穂1条2丁目3	札幌市東区本町1条3丁目5-26	事務局	

畑 瀬 幸 二	札幌市議会議員	畑瀬幸二後援会	主たる事務所の所在地	札幌市白石区北郷2条2丁目2-12	札幌市白石区北郷1条3丁目1-35	事務局
大 井 和 憲	北海道議会議員	和風会	同	北広島市大曲中央1丁目1-8	北広島市北進町1丁目2-2 北広島ターミナルビル4F	石狩支所
市 橋 修 治	同	いちはし修治連合後援会	同	虻田郡倶知安町北4条東1丁目1番地	虻田郡倶知安町南1条東1丁目 後志労働福祉センター（北教組後志支部）内	後志支所
田 口 久 一	夕張市議会議員	田口久一後援会	同	夕張市楓33番地	夕張市若菜2番地	空知支所
出 口 明	早来町長	出口明後援会	同	勇払郡早来町大町153-1	勇払郡早来町栄町120-1	胆振支所
矢 嶋 翼	苫小牧市議会議員	矢嶋翼後援会	同	苫小牧市澄川町3丁目15番12号	苫小牧市澄川町7丁目3番16号	同
吉 田 守 人	阿寒町長	吉田守人後援会	同	阿寒郡阿寒町新町2丁目3番24号	阿寒郡阿寒町新町2丁目1番24号	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年2月28日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

（平成14年11月分）

資金管理団体の指定の取消届出をした者 氏 名 公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 資金管理団体の名称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	指 定 取 消 年 月 日	届 出 先
佐藤 寿雄 北海道議会議員	寿政会	札幌市東区北10条東3丁目	佐藤 寿雄	平14.10.31	事務局
小須田 悟士 同	清悟会	同 清田区清田7条1丁目6-6	小須田 悟士	同12.4.1	同
横山 信一 同	横山会	函館市昭和2丁目27番10号	横山 信一	同14.11.11	渡島支所
山田 実 美唄市議会議員	山田実後援会	美唄市沼の内町北1	山田 実	同14.11.28	空知支所

北海道選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による政党支部の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年2月28日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

（平成14年11月分）

当該政治団体を支部とする政党の名称 （政党本部の名称）	政 党 の 支 部 の 名 称	主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるか否かの別	届 出 先
自由民主党本部	自由民主党北海道札幌市南区第三支部	有	事務局
同	同 釧路支庁第一支部	同	釧路支所

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第18号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6

条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年2月28日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ	
	代表者の氏名	代表取締役 梅村義孝	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRE.T.MV
		製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
	型式試験番号	20100200	
	検 定 年 月 日	平成15年2月28日	
	検 定 番 号	第20100200号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
2	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ	
	代表者の氏名	代表取締役 梅村義孝	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRE.T.M
		製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
	型式試験番号	20096000	
	検 定 年 月 日	平成15年2月28日	
	検 定 番 号	第20096000号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
3	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代表者の氏名	代表取締役 新井悠司	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部宇山原337番1	
	型式試験番号		

3	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRワイドミルキーLB
		製造業者名	株式会社ニューギン
型式試験番号	20097900		
検 定 年 月 日	平成15年2月28日		
検 定 番 号	第20097900号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
4	型 式 の 概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社
		代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CR静かなるドン新鮮組逆襲編パート2	
	製造業者名	マルホン工業株式会社	
	型式試験番号	20096800	
	検 定 年 月 日	平成15年2月28日	
	検 定 番 号	第20096800号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
5	型 式 の 概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区西池袋1丁目7番7号 株式会社北電子
		代表者の氏名	代表取締役 小林昭子
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	埼玉県川口市戸塚東4丁目2番14号
		遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型 式 名	ジャグラーガール	
	製造業者名	株式会社北電子	
	型式試験番号	24090300	
	検 定 年 月 日	平成15年2月28日	
	検 定 番 号	第24090300号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
5	型 式 の 概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ
		型式試験番号	

6	代表者の氏名	代表取締役 福田 貞夫	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	ターザンガール
		製造業者名	株式会社エレコ
	型式試験番号	24089400	
	検定年月日	平成15年2月28日	
	検定番号	第24089400号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	
7	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア	
	代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号 神奈川県横浜市中区新山下3丁目3番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	シマムスメ-30
		製造業者名	株式会社オリンピア
	型式試験番号	24090600	
	検定年月日	平成15年2月28日	
	検定番号	第24090600号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
8	検定申請者の氏名又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	アングルシアR
		製造業者名	山佐株式会社
	型式試験番号	24073800	
	検定年月日	平成15年2月28日	

9	検定番号	第24073800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	ワイルドウルフ
		製造業者名	山佐株式会社
	型式試験番号	24085000	
検定年月日	平成15年2月28日		
検定番号	第24085000号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
10	検定申請者の氏名又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	ネオプラネット2003R
		製造業者名	山佐株式会社
	型式試験番号	24089800	
	検定年月日	平成15年2月28日	
	検定番号	第24089800号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
11	検定申請者の氏名又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	ウミイチパン

12	概要	製造業者名	山佐株式会社
		型式試験番号	24090500
	検 定 年 月 日	平成15年2月28日	
	検 定 番 号	第24090500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機	
	代表者の氏名	代表取締役 小林 昭子	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地	
	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRホットクルージングZZ2
		製造業者名	株式会社まさむら遊機
型式試験番号	20091900		
検 定 年 月 日	平成15年2月28日		
検 定 番 号	第20091900号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
13	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機	
	代表者の氏名	代表取締役 小林 昭子	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地	
	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRホットクルージングV1
		製造業者名	株式会社まさむら遊機
	型式試験番号	20093700	
	検 定 年 月 日	平成15年2月28日	
	検 定 番 号	第20093700号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行		
製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1		
14	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRフィーバーワンダーパワフルJXW
		製造業者名	株式会社三共
	型式試験番号	20099900	
	検 定 年 月 日	平成15年2月28日	
	検 定 番 号	第20099900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	
	型式 の 概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー
		代表者の氏名	代表取締役 寶田 久治
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
		型式試験番号	20093500
検 定 年 月 日	平成15年2月28日		
検 定 番 号	第20093500号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
15	型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	CRフィーバー忍JX
		製造業者名	株式会社ガイドー
	型式試験番号	20093500	
	検 定 年 月 日	平成15年2月28日	
	検 定 番 号	第20093500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	
	型式 の 概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー
		代表者の氏名	代表取締役 寶田 久治
		製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
		型式試験番号	20094300
検 定 年 月 日	平成15年2月28日		
検 定 番 号	第20094300号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
型式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CRフィーバー忍FX	
	製造業者名	株式会社ガイドー	
型式試験番号	20094300		
検 定 年 月 日	平成15年2月28日		
検 定 番 号	第20094300号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
型式 の 概 要	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー	
	型式試験番号	20094300	

17	代表者の氏名	代表取締役 寶 田 久 治	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRフィーバー忍MX
		製造業者名	株式会社ガイドー
	型式試験番号	20095700	
	検定年月日	平成15年2月28日	
検定番号	第20095700号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
18	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代表者の氏名	代表取締役 新 井 悠 司	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番 1	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRクロコダイルインディーLB2
		製造業者名	株式会社ニューギン
	型式試験番号	30000200	
検定年月日	平成15年2月28日		
検定番号	第30000200号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
19	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和	
	代表者の氏名	代表取締役 中 島 潤	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	神龍物語V
		製造業者名	株式会社平和
	型式試験番号	20097400	
検定年月日	平成15年2月28日		
検定番号	第20097400号		

20	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR静かなるドン新鮮組逆襲編パート3
		製造業者名	マルホン工業株式会社
型式試験番号	20099100		
検定年月日	平成15年2月28日		
検定番号	第20099100号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
21	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
	代表者の氏名	代表取締役 毒 島 秀 行	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRフィーバーワンダーパワフルMXW
		製造業者名	株式会社三共
	型式試験番号	20101000	
検定年月日	平成15年2月28日		
検定番号	第20101000号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
22	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ	
	代表者の氏名	代表取締役 福 田 貞 夫	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	アステカリターンズ
製造業者名	株式会社エレコ		

23	要	型式試験番号	24092500	25	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	検 定 年 月 日	平成15年2月28日	概 要		型 式 名	CRロボミツツLR	
	検 定 番 号	第24092500号	製 造 業 者 名		株 式 会 社 藤 商 事		
	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	型 式 試 験 番 号		20098200		
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ	検 定 年 月 日		平成15年2月28日		
	代表者の氏名	代表取締役 福 田 貞 夫	検 定 番 号		第20098200号		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	検定の有効期間		公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
	型	遊技機の種類	回胴式遊技機		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	沖縄県宜野湾市真志喜2丁目13番10号 株式会社メーシー販売	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 別 所 直 鋼		
	型 式 名	ハナビハックイ	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地		栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地		
製 造 業 者 名	株式会社エレコ	型 式 試 験 番 号	24094100	26	型	遊技機の種類	回胴式遊技機
型 式 試 験 番 号	24094100	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号				
検 定 年 月 日	平成15年2月28日	型 式 名	パイジマ				
検 定 番 号	第24094100号	製 造 業 者 名	株式会社メーシー販売				
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	型 式 試 験 番 号	24094900				
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	沖縄県宜野湾市真志喜2丁目13番10号 株式会社メーシー販売	検 定 年 月 日	平成15年2月28日				
代表者の氏名	代表取締役 別 所 直 鋼	検 定 番 号	第24094900号				
製造又は検査を行う 事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間				
型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ		
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 福 田 貞 夫				
型 式 名	CRがんばれ桃太郎M	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地				
製 造 業 者 名	株式会社メーシー販売	型 式 試 験 番 号	20097800	27	型	遊技機の種類	回胴式遊技機
型 式 試 験 番 号	20097800	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号				
検 定 年 月 日	平成15年2月28日	型 式 名	ハナビハックイE				
検 定 番 号	第20097800号	製 造 業 者 名	株式会社エレコ				
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	型 式 試 験 番 号	24096300				
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事	検 定 年 月 日	平成15年2月28日				
代表者の氏名	代表取締役 松 元 邦 夫	検 定 番 号	第24096300号				
製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間				
型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社		
			代 表 者 の 氏 名		代表取締役 岸 勇 夫		

28	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRキン肉マン
		製造業者名	マルホン工業株式会社
	型式試験番号	30001000	
	検定年月日	平成15年2月28日	
	検定番号	第30001000号	
検定の有効期間	公示の日(平成15年2月28日)から3年間		
29	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
	代表者の氏名		代表取締役 伊藤 二博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRセブンレイNH
		製造業者名	株式会社銀座
	型式試験番号	20096900	
検定年月日	平成15年2月28日		
検定番号	第20096900号		
検定の有効期間	公示の日(平成15年2月28日)から3年間		
30	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名		代表取締役 金沢 要求
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR新海物語M56
		製造業者名	株式会社三洋物産
	型式試験番号	20094400	
検定年月日	平成15年2月28日		
検定番号	第20094400号		
検定の有効期間	公示の日(平成15年2月28日)から3年間		

31	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名		代表取締役 金沢 要求
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CR新海物語M57
		製造業者名	株式会社三洋物産
	型式試験番号	20095500	
検定年月日	平成15年2月28日		
検定番号	第20095500号		
検定の有効期間	公示の日(平成15年2月28日)から3年間		
32	検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府大阪市北区本庄東一丁目1番10号 株式会社バルテック
	代表者の氏名		代表取締役 中野 純弘
	製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府堺市八田西町2丁目11番47号 神奈川県海老名市下今泉3丁目11番1号
	型式の概要	遊技機の種類	回胴遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	ダイダイ-30
		製造業者名	株式会社バルテック
	型式試験番号	24088300	
検定年月日	平成15年2月28日		
検定番号	第24088300号		
検定の有効期間	公示の日(平成15年2月28日)から3年間		
33	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型式名	CRフィーバーザキングMX
		製造業者名	株式会社三共
	型式試験番号	30002200	

34	検 定 年 月 日	平成15年2月28日	37	の 概 要	型 式 名	CRロックンセブンM
	検 定 番 号	第30002200号		製 造 業 者 名	豊丸産業株式会社	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		型 式 試 験 番 号	20097500	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ガイドー		検 定 年 月 日	平成15年2月28日	
	代表者の氏名	代表取締役 寶 田 久 治		検 定 番 号	第20097500号	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地		検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類		回胴式遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 永 野 裕 豊	
	型 式 名	ブラックフォースX		製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	
	製 造 業 者 名	株式会社ガイドー		型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
型 式 試 験 番 号	24097300	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
検 定 年 月 日	平成15年2月28日	型 式 名	CRロックンセブンS			
検 定 番 号	第24097300号	製 造 業 者 名	豊丸産業株式会社			
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	型 式 試 験 番 号	20096500			
35	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区西池袋1丁目7番7号 株式会社北電子	検 定 年 月 日	平成15年2月28日		
	代表者の氏名	代表取締役 小 林 昭 子	検 定 番 号	第20096500号		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	埼玉県川口市戸塚東4丁目2番14号	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松 元 邦 夫		
	型 式 名	ゴーゴージャグラーS-30	製 造 又 は 検 査 を 行 う 事 業 所 の 所 在 地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地		
	製 造 業 者 名	株式会社北電子	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	型 式 試 験 番 号	24094700	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	検 定 年 月 日	平成15年2月28日	型 式 名	CRロボミッツZB		
	検 定 番 号	第24094700号	製 造 業 者 名	豊丸産業株式会社		
検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間	型 式 試 験 番 号	20100700			
36	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	検 定 年 月 日	平成15年2月28日		
	代表者の氏名	代表取締役 永 野 裕 豊	検 定 番 号	第20100700号		
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	検定の有効期間	公示の日（平成15年2月28日）から3年間		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機			
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ				

北海道警察本部告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月28日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

調達をする物品の名称	調達予定数量
ア PPC用紙A4再生上質紙 1箱当たりの単価	7,510箱
イ PPC用紙A3再生上質紙 1箱当たりの単価	2,410箱
ウ PPC用紙B4再生上質紙 1箱当たりの単価	360箱
エ PPC用紙B5再生上質紙 1箱当たりの単価	210箱

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納入場所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011-251-0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場

(2) 入札日時 平成15年3月28日 午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 郵便による入札等

郵便による入札及び電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011-251-0110 内線 2236

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札価格（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011-251-0110 内線 2236

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成15年2月21日（第1443号）

北海道教育庁日高教育局告示第2号（一般競争入札の実施）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

188 右 28

誤 1の(1)のウにおいては、ボイラー技士を常時4名以上

正 1の(1)のウにおいては、ボイラー技士を常時3名以上

188 右 35

誤 平成15年2月21日(金)から28日(金)まで

正 平成15年2月21日(金)から3月7日(金)まで
